

鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律について



佐賀県農林水産部
生産者支援課鳥獣対策担当

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

【法の目的】

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、

生物の多様性の確保

生活環境の保全

農林水産業の健全な発展

に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる

国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資する（法第1条）

「野生鳥獣」の捕獲を規制

捕獲しても良い

目的

鳥獣

人

場所

時期

方法

などを規定

鳥獣保護管理法の対象となる鳥獣

国内に生息する全ての野生鳥獣

「鳥獣保護管理法」対象の
野生鳥獣

狩猟鳥獣

○鳥類28種
キジ、マガモ、スズメ、
ヒヨドリ、ムクドリ、
カラス、カワウなど

○獣類20種
イノシシ、アナグマ、
キツネ、タヌキ、
ニホンジカなど

狩猟鳥獣
のうち外来鳥獣

アライグマ、
ヌートリア

希少鳥獣

トキ、オオタカ、
ハヤブサ など

一般鳥獣

○その他の鳥類、哺乳類
○左記以外のネズミ類
○海棲哺乳類
アシカ、アザラシ、
ジュゴン

○ネズミ類 : ドブネズミ、
クマネズミ、ハツカネズミ
○海棲哺乳類
クジラ、イルカ

ペット

ライヌ、ラネコ

は虫類

両生類

魚類

鳥獣の捕獲禁止と例外規定

鳥獣又は鳥類の卵の捕獲、採取は全て禁止。

しかし、例外的に認められる場合がある。(法第8条)

例 外	許可なしでの捕獲 (法第11条、第13条)	<ul style="list-style-type: none">農林業活動において捕獲が止むを得ないネズミ・モグラ類捕獲の特例(手捕り、住宅敷地内捕獲等)
	許可による捕獲 (法第9条)	<ul style="list-style-type: none">農林水産業、生活環境に対する被害防止(有害鳥獣捕獲)学術研究
	狩猟による捕獲 (法第11条)	<ul style="list-style-type: none">狩猟者登録を行い、狩猟期間に狩猟鳥獣を法定猟法で捕獲

許可による鳥獣の捕獲

法第9条第1項で規定されている捕獲目的
(学術研究、鳥獣の保護、鳥獣の管理等)の範囲内で
環境大臣または都道府県知事の許可を得て
鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等を行うことができる

被害者(=捕獲従事者)

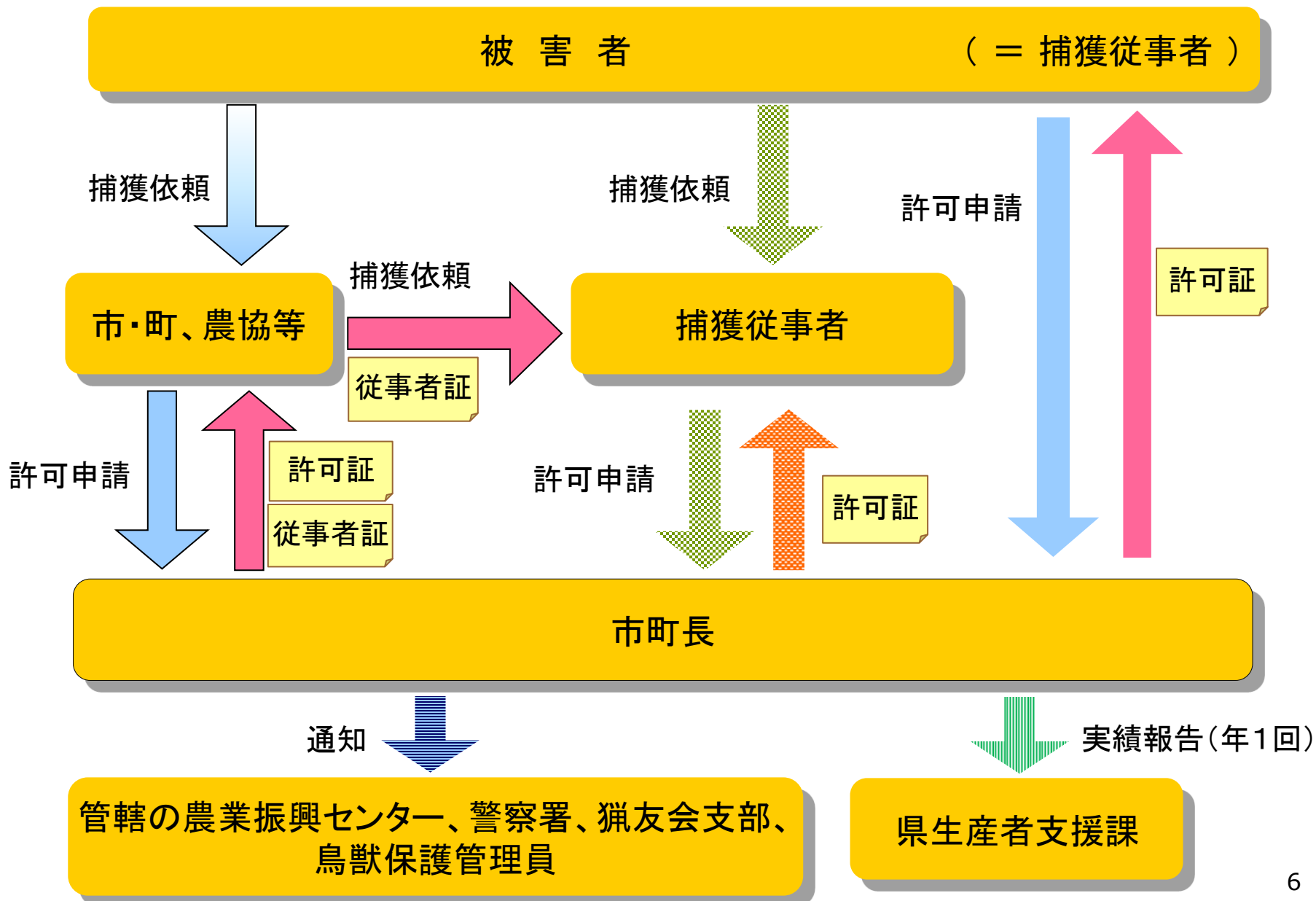
許可申請

許可証

環境大臣または都道府県知事

※「佐賀県事務処理の特例に関する条例」に基づき事務の一部を市町に移譲している

有害鳥獣捕獲許可にかかる手続き



有害鳥獣捕獲許可の捕獲従事者要件

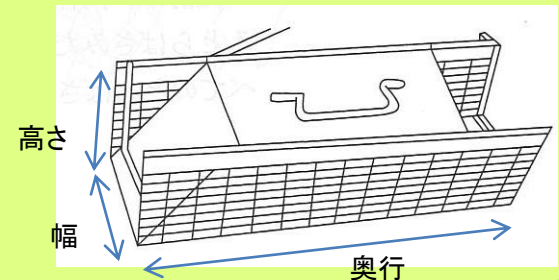
捕獲従事者の要件		狩猟免許	狩猟者登録(1年間)	技能熟練者	法令違反者でない	保険等の加入	県内居住者、 猟友会支部長の確認	市町長の許可(有害鳥獣捕獲許可)
申請者(許可対象者)								
【被害者から依頼を受けた者】								
	①捕獲従事者(猟友会等)	○	○	○	○	○	○	○
	②専門業者	○	○	○	○	○	×	○
	住宅敷地内でカラスやドバト等を銃器以外で捕獲する場合	○	×	○	○	○	×	○
	③わな・網の捕獲班の補助員(免許所持者の補助として活動)	×	×	×	○	×	×	○
【被害者本人】								
	④有害鳥獣捕獲全般	○	○	○	○	○	×	○
	⑤農林業者が、自己の被害地でイノシシを箱わなで捕獲	○	×	×	○	○	×	○
	⑥農林業者が事業地内での囲いわなで捕獲	×	×	×	○	○	×	○
【共通】								
	⑦自己のビニールハウス敷地内等でタヌキ等の小型鳥獣を箱わなで捕獲	×	×	×	○	×	×	○

凡例：○ 必要、× 不要

第13次鳥獣保護管理事業計画（佐賀県） （有害捕獲許可）

第11次計画から、狩猟免許が不要な場合を設定

1. 銃器を使用しない捕獲班（わな）で、狩猟免許所持者（実際に捕獲する者）の補助者として、「見回りやわなのエサまき等」の活動をする場合
2. 自己の事業地に、農林業者自らが囲いわなを用いて捕獲する場合（狩猟者共済・保険の加入は必要）
3. アナグマやタヌキ等の小型鳥獣（イノシシは含まない）を、
 - 被害者の「栽培用ハウス（敷地を含む）」、「垣、柵等で囲まれた被害農地内」等で、
 - 小型箱わな※、つき網、手捕りにより捕獲する場合



※ 3辺（幅、高さ、奥行）の計が160cm未満

メジロの捕獲許可・飼養許可

2011年4月より野鳥の飼養目的での捕獲は原則禁止

→2012年3月31日時点で飼養しているメジロについては

1世帯につき1羽のみ、市町で飼養登録をすれば継続飼養可能

愛玩飼養制度の変遷

1950年	非狩猟鳥獣を飼養する際の飼養許可制度が開始（狩猟法） マヒワ、ウソ、ホオジロ、ヒバリ、メジロ、ヤマガラ、ウグイス
1979年	マヒワ、ウソ、ホオジロ、メジロ、ウグイス（ヒバリ、ヤマガラを除外）
1980年	マヒワ、ウソ、ホオジロ、メジロ（ウグイスを除外）
1989年	鳥獣飼養許可証様式を改正。保有許可証（文書）と装着許可証（足環）に。
1999年	ホオジロ、メジロ（マヒワ、ウソを除外）
2007年	メジロ（ホオジロを除外）
2011年	原則として許可しない

(環境省HPに加筆)

法で定める保護のための区域(R4)

鳥獣保護区(特別保護地区を含む)

- ・佐賀県内に48か所
- ・鳥獣の保護のため必要と認めるとき、国や県が指定する区域。

特定猟具使用禁止区域(銃器、わな)

- ・佐賀県内に46か所
- ・鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止する必要があると認める区域。

指定猟法禁止区域(鉛散弾)

- ・佐賀県内には1か所のみ
- ・鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法を定め、指定猟法により鳥獣の捕獲等を行うことを禁止する区域を、国や県が指定する区域。

鳥獣保護区等の標識について

各区域の標識設置数(括弧内は占用許可取得数)



鳥獣保護区
312枚(154枚)



鳥獣保護区
特別保護地区
14枚(4枚)



特定猟具使用禁止区域
(銃)
228枚(116枚)



特定猟具使用禁止区域
(銃・わな)
14枚(11枚)



指定猟法禁止区域
(鉛散弾)
5枚(0枚)

- ・標識設置位置の候補地選定
- ・占用許可に向けての手続き

についてご協力をお願いする場合があります。

鳥獣保護管理員

- 設置の目的:鳥獣担当職員の補助(法第78条)
- 県内の鳥獣保護管理員:34名(令和4年4月現在)
- 任期:1年間(令和4年4月1日~令和5年3月31日)
- 業務内容:
 - 1)鳥獣保護区等の管理
 - 2)狩猟取締りの実施
 - 3)一般住民及び狩猟者の指導
 - 4)鳥獣保護思想の普及啓発
 - 5)傷病鳥獣の保護
 - 6)鳥獣に関する諸調査

狩猟による鳥獣の捕獲（法第11条）

「**狩猟**」とは、一定の要件を満たしていれば、許可なく鳥獣を捕獲できるもので、

狩猟免許 を受けた者が
狩猟者登録 を行い
狩猟期間 に
捕獲禁止場所 以外で
法定猟法 により
狩猟鳥獣 を捕獲すること

狩猟免許の種類による使用できる猟具

免許種類	使用できる猟具(法定猟具)
網猟免許	むそう網、はり網、つき網、なげ網
わな猟免許	くくりわな、はこわな、はこおとし、 罝いわな <small>(農林業者が事業被害防止のための設置は除く)</small>
第一種銃猟免許	装薬銃、空気銃、ガス銃
第二種銃猟免許	空気銃、ガス銃

有効範囲 全国一円

有効期間 3年間(3年ごとに更新)

【参考: 狩猟免許の所持者数(延べ人数R3年度末)】
網猟63人、わな猟1,189人、第一種503人、第二種22人
計 1,777人

狩猟免許試験

試験内容

- 知識試験(法令及び猟具等に関する筆記試験)
- 適性試験(視力、聴力、運動能力)
- 技能試験(猟具の判別・架設、鳥獣判別等)



受験できない者

- 18才に満たない者(あみ、わな免許)
- 20才に満たない者(第一種、第二種銃猟免許)
- 統合失調症、そううつ病、てんかんなどにかかっている者
- 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 自分の行為の是非を判別して行動する能力が欠如又は著しく低い者

申請手数料 5,200円(既に狩猟免許を持っている者は3,900円)

申込み手続き

申請書

銃砲所持免許証

医師の診断書

手数料(収入証紙)

縦3cm×横2.4cmの写真

令和4年度 狩猟免許試験日程

開催日	開催場所	試験区分
令和4年7月13日（水） （申込期限：6月27日）	相知交流文化センター	・ 網猟 ・ わな猟
令和4年8月3日（水） （申込期限：7月15日）	佐賀県射撃研修センター	・ 網猟 ・ わな猟
令和4年8月7日（日） （申込期限：7月15日）	佐賀県射撃研修センター	・ わな猟 ・ 第一種銃猟 ・ 第二種銃猟
令和4年12月4日（日） （申込期限：11月11日）	佐賀県射撃研修センター	・ わな猟 ・ 第一種銃猟 ・ 第二種銃猟
令和5年1月22日（日） （申込期限：12月27日）	春日公民館 （佐賀市大和生涯学習センター ウェルネス大和）	・ わな猟

※詳細は佐賀県HP (<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji0036440/index.html>)
をご覧ください。

狩猟者登録

狩猟免許をもっているだけでは、狩猟はできません。
狩猟をしたい都道府県ごとに「**狩猟者登録**」をしなければなりません。

狩猟者登録の要件

有効な狩猟免許を持っていること
3千万円以上の損害賠償保険に加入していること
狩猟税(猟法などで異なる)を納入すること

【参考：佐賀県の狩猟者登録数(うち県内者)(R3年度末)】

網猟16人、わな猟 877人、第一種銃猟501人、第二種銃猟46人
(16) (857) (365) (44)

計1,440人(1,282人) ¹⁸

狩猟期間(佐賀県の場合)

11/1 11/15

2/15 3/15 3/31

<狩猟鳥獣>

狩猟により捕獲ができる期間

<イノシシ>
(鳥獣管理計画)

狩猟により捕獲ができる期間

↑
「箱わな」のみ
銃器は止め刺しのみ

↑
「箱わな」のみ
銃器は止め刺しのみ

禁止されている猟法(その1) (法第36条)

○ 危険猟法として指定されている

- ・爆発物
- ・薬品(猛毒、農薬、麻酔薬、劇薬)
- ・据銃
- ・落とし穴
- ・とらばさみ
- ・つり上げ式くくりわな など

人の生命等に重大な危害を及ぼすおそれがあるもの

禁止されている猟法(その2) (法第12条)

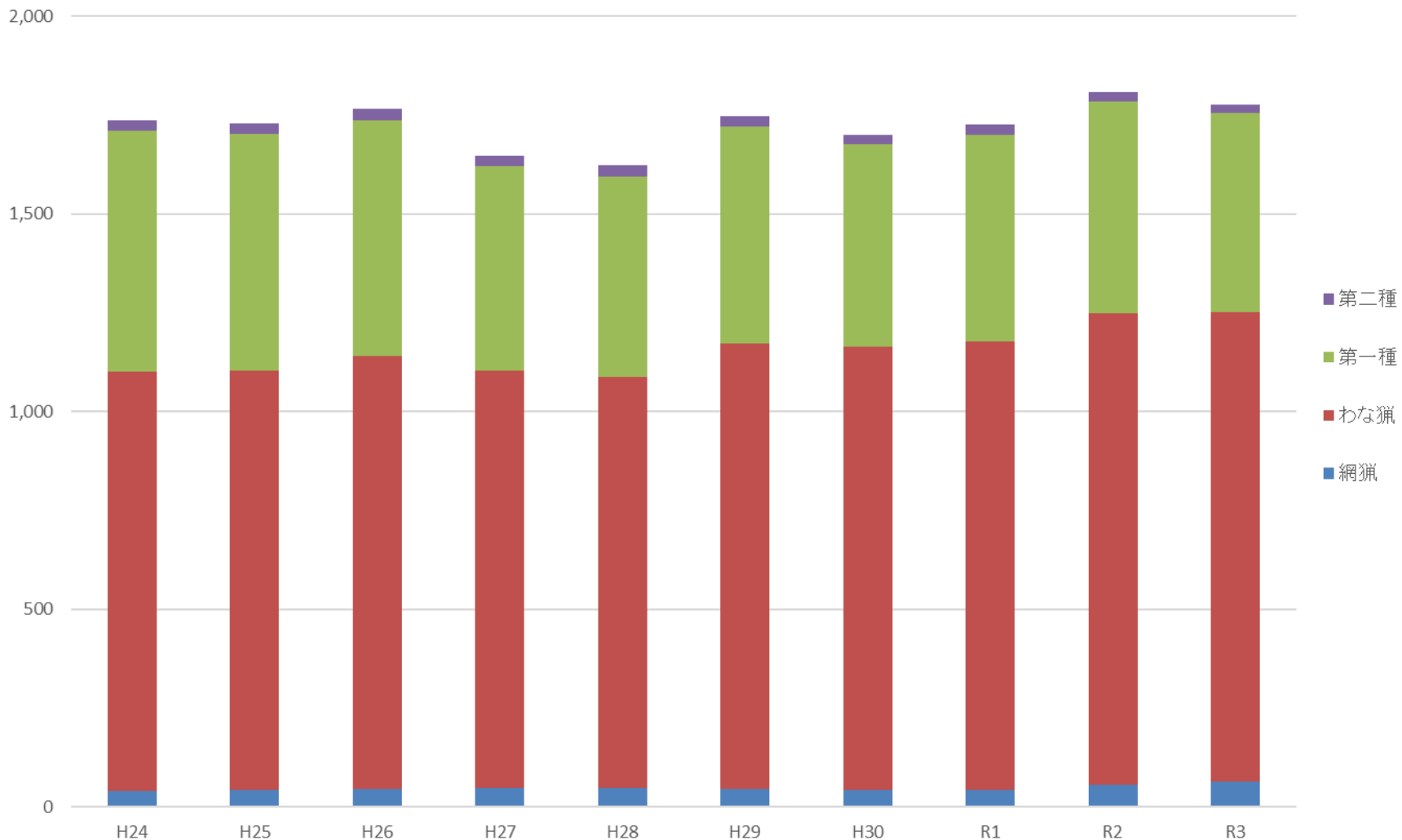
- ・口径の長さが十番以上の銃器を使用
- ・運転中の自動車から銃を使用
- ・3発以上の実包を充てんでできる散弾銃の使用
- ・空気散弾銃の使用
- ・同時に31以上のわなを使用
- ・弓矢の使用
- ・鳥の鳴き声のテープレコーダー等を使用
- ・法定猟具を使わない犬のみによる捕獲 など



(猟犬の役割) 鳥獣の追いたてや銃器で撃ち落とした鳥の回収などのみ

狩猟免許取得者数(種類別)の推移

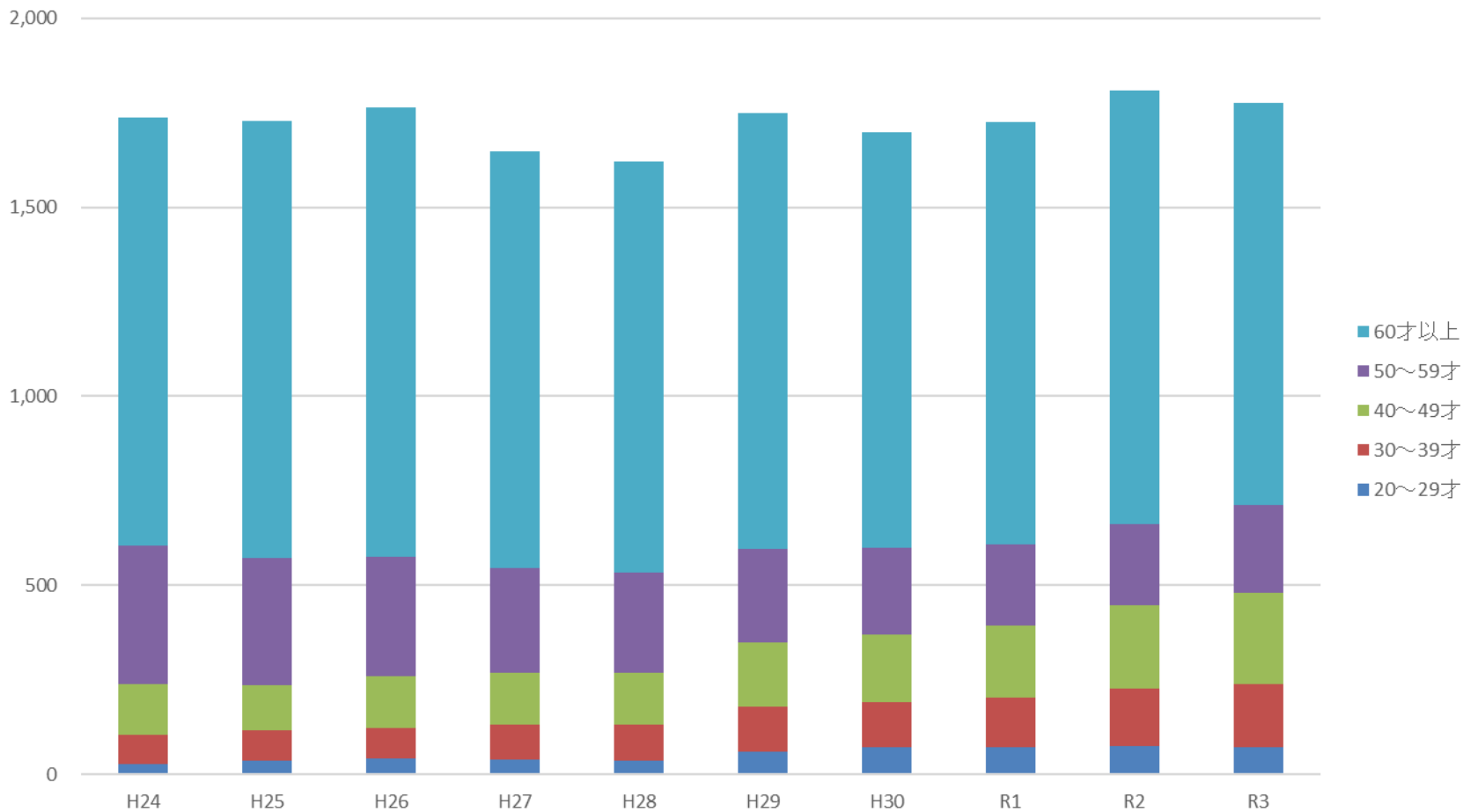
狩猟免許取得者数(種類別)の推移



狩猟免許取得者数(年齢別)の推移

全体の約60%が
60歳以上

狩猟免許取得者数(年齢別)の推移



罰則が適用される違反行為(その1)

【一年以下の懲役又は百万円以下の罰金】(法第83条)

- 狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等
- 狩猟禁止区域や狩猟期間外における狩猟鳥獣の捕獲等
- 特定猟具使用禁止区域における禁止された猟具を使用した狩猟
- 爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法(危険猟法)による鳥獣の捕獲
- 日出前及び日没後に銃器を使用した鳥獣の捕獲等
- 住居集合地域等での銃器を使用した鳥獣の捕獲等
- その他

【六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金】(法第84条)

- 頭羽数制限等の捕獲制限の違反
- 鉛弾使用禁止区域における鉛弾の使用
- 登録を受けない狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養
- その他

罰則が適用される違反行為(その2)

【五十万円以下の罰金】(法第85条)

- 垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地又は作物のある土地における、占有者の承諾を得ない狩猟等
- その他

【三十万円以下の罰金】(法第86条)

- 狩猟の結果(捕獲報告)の未報告
- 鳥獣保護区等の標識の移転、き損、又は除去
- 狩猟者記章を着用しない狩猟
- 所定の標識をつけないわな・網を使用した狩猟や有害鳥獣捕獲等
- 狩猟者登録証を携帯しなかったり、県・市町職員や警察官からの求めに対し狩猟者登録証を提示しないこと
- 捕獲した鳥獣または鳥類の卵を適切に処理せず放置すること
- その他